

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7521)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	消費者訴訟費用の貸付
概 要	消費者保護条例第30条において「消費者が消費者訴訟を行う場合、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。」と規定し、貸付けについて下記審査基準のとおり要件（基準）を定めています。 また、施行規則において、貸付対象、訴訟費用の範囲、貸し付け限度額について下記審査基準のとおり規定するとともに、貸付申請に対する書類の審査や必要な調査を行い、大阪市消費者保護審議会の意見を聞いたうえで貸付の可否について判断することとしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市消費者保護条例施行規則第6条、第10条（昭和52年2月1日規則第4号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf) 消費者訴訟費用の貸付けに関する実施要領 (https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000425182.html)
審査基準	○消費者保護条例第30条において「消費者が消費者訴訟を行う場合、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。」と規定し、貸付けについて次のとおり要件（基準）を定めている。 （１）多数の消費者が同一又は同種の原因に基づく被害を被り、又は被るおそれのあること （２）当該訴訟に係る経費が被害額を超えるおそれがあること （３）審議会のあつせん又は調停では解決できないこと （４）審議会が援助することについて適当と認めること ○また、施行規則において、貸付対象、訴訟費用の範囲、貸し付け限度額について次のとおり規定するとともに、貸付申請に対する書類の審査や必要な調査を行い、大阪市消費者保護審議会の意見を聞いたうえで貸付の可否について判断することとしている。 第3条 条例第30条第1項に規定する消費者訴訟に要する費用（以下「訴訟費用」という。）の貸付けは、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。 （１）市内に住所を有する消費者が消費者訴訟を提起し、又は提起することを決定している場合 （２）市内に住所を有する消費者が事業者から消費者訴訟を提起されている場合 第4条 訴訟費用は、次に掲げるものをいう。 （１）裁判手続費用 民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に納める費用 （２）弁護士費用 弁護士報酬 （３）前2号に掲げるもののほか、消費者訴訟に通常要すると市長が認める費用 第5条 訴訟費用に係る貸付金は、消費者訴訟1件につき審級ごとに250万円以内とし、申請の額の範囲内で市長が決定する。 ２ 訴訟費用に係る貸付金は、無利息とする。
標準処理期間	50日
経由日数	なし
提出先	消費者センター
提出時期	随時
提出方法	消費者訴訟費用貸付金貸付申請者調書（第1号様式）を添付して、消費者訴訟費用貸付金貸付申請書（第2号様式）を消費者センターへ提出してください。また、追加貸付を受けようとするときは、消費者訴訟費用貸付金追加貸付申請書（第3号様式）を消費者センターへ提出してください。
手数料	一
相談窓口	消費者センター
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備 考	